

質疑(応答記録)

公告No. : No. C62

公告日 : 令和2年9月2日

工事名(件名) : 農業センター再整備事業設計業務委託

整理番号	質疑事項	回答
1	企業の業務実績に『平成22年度以降に完了した、食品加工工場の新築、増築又は改築工事(加工場部分の延床面積が100㎡以上あること。)の実施設計業務・・・』とありますが、各種建物の厨房の設計(下処理室・研修室含む)で厨房部門の延床面積が100㎡以上のものは実績として認められますか。	食品加工工場は、建物の主用途が食品加工に供するものを対象にしているため、食堂、飲食店等の厨房部門(厨房部分)は対象ではありません。 なお、加工場部分とは、加工に伴う作業場を含むものとし、研修室は含みません。